

## 役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

### 今回のテーマ： 税法、会社法、金商法関連での刑事罰

日常の財務・経理取引の中には、インサイダー取引、脱税、有価証券届出書の虚偽記載など不正行為について、一定の刑事罰が課される場合があります。

刑事罰	取引内容	根拠法
10年以下の懲役もしくは 1,000万円以下の罰金、または 併科	脱税犯（仮装・隠ぺいなどの不正行為により税を逃れる行為）	税法
	利益を得る目的で会社に財産上の損害を加えるなどの特別背任	会社法
	有価証券届出書等の重要事項の虚偽記載	金商法
	風説の流布、相場操縦行為等の有価証券取引規制に違反する行為	金商法
	消費税の不正還付	税法
5年以下の懲役もしくは 500万円以下の罰金、または 併科	無申告脱税犯（故意に申告書を提出せずに税を逃れる行為）	税法
	有価証券届出書等の不提出	金商法
	大量保有報告書の不提出・虚偽記載	金商法
	インサイダー取引違反	金商法
	利益を仮装し実施する配当	会社法
株式発行に係る払込を仮装する預合い	会社法	
5年以下の懲役または 500万円以下の罰金	営業上の便宜を図る見返りに金銭等を收受するなどの贈収賄	会社法
10年以下の懲役および 3000万円以下の罰金	利益を得る目的で、風説の流布、相場操縦後の相場による有価証券の取引	金商法
3年以下の懲役または 300万円以下の罰金	株主等の権利行使に関する利益供与	会社法
1年以下の懲役または 50万円以下の罰金	国外財産調書の不提出、虚偽記載	税法

※ 税法… 法人税、所得税、相続税、消費税      金商法… 金融商品取引法

### お見逃しなく！

1. 個人情報、会社秘密情報の漏えいは、退職後でも不正競争防止法上の刑事罰（10年以下の懲役もしくは2,000万以下の罰金、または併科）の対象となる場合があります。
2. 法人については、その取引行為者を罰するほか、法人に対しても罰金刑が科される場合があります。
3. 刑事罰の対象とならなくても有価証券届出者、報告書、通知書等の虚偽記載、風説の流布、相場操縦行為、インサイダー取引違反等は、行政庁から課徴金の対象となる場合があります。